

法 人 の 概 要

名 称	公益財団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会 (静岡県浜松内陸コンテナ基地 指定管理者…平成 18 年 4 月 1 日～)
代 表 者	理事長 小島 泰樹
所 在 地	静岡県浜松市中央区流通元町 5 番 1 号 (浜松内陸コンテナ基地内)
設 立 年 月 日	昭和 4 6 年 3 月 2 7 日
県の所管部室名	静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課 電話番号 054-221-2217
目 的	外国貿易の振興に資するため、輸出貨物及び輸入貨物のコンテナ化並びに流通機構に関する調査、研究、情報の収集等を行うこと。
事 業 概 要	(1) 貨物の流通機構の調査、研究、及び情報の収集 (2) 貨物のコンテナ化に関する調査、研究及び普及啓蒙 (3) コンテナ貨物の生産者、輸送関係者との連絡及び調整 (4) 静岡県浜松内陸コンテナ基地の管理運営 (指定管理者) (5) その他目的を達成するために必要な事業
沿 革	◇ 昭和 46 年 3 月 27 日 財団設立許可 ◇ 昭和 46 年 3 月 30 日 財団設立登記完了 (S46 年～H元年 県の事務所が直接コンテナ基地を管理) ◇ 平成 2 年 4 月 1 日 コンテナ基地管理運営業務受託開始 ◇ 平成 18 年 4 月 1 日 コンテナ基地 指定管理者制度を導入 ・第 1 期指定管理者指定 ～平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間指定) ・第 2 期指定管理者指定 ～平成 23 年 3 月 31 日 (2 年間指定) ・第 3 期指定管理者指定 ～平成 28 年 3 月 31 日 (5 年間指定) ・第 4 期指定管理者指定 ～令和 3 年 3 月 31 日 (5 年間指定) ・第 5 期指定管理者指定 ～令和 8 年 3 月 31 日 (5 年間指定) ◇ 平成 25 年 4 月 1 日 法人格を公益財団法人に移行
基 本 財 産	10,500 万円
出 資	静岡県 浜松市 静岡市 業 界 35,000 千円 (33.3%) 17,500 千円 (16.7%) 17,500 千円 (16.7%) 35,000 千円 (33.3%) 県 2 市 32 社・団体
役 員 数	理 事 10 名 監 事 2 名 評 議 員 15 名
静岡県浜松内陸 コンテナ基地	(基地の機能等) ・設立当初から「名古屋税関清水税関支署浜松出張所」が開設され、通関、荷捌きとコンテナ詰めまで一貫した機能を有する。 ・指定保税地域の指定並びに港湾施設の認定がなされている。 (基地利用業者) ・港湾運送事業法に基づく海運貨物取扱業者 (海貨業者) ・検定、検数協会

公益財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会組織図

